

令和1年度 相談支援専門部会からの報告

令和元年度 文京区障害者地域自立支援協議会 各専門部会の下命事項について

令和元年度における各専門部会（以下「部会」という。）の活動については、これまで積み重ねた議論の中で見えた課題等を整理した上で、次期障害者・児計画に盛り込むことを前提として実現可能な施策を検討することとしている。

令和元年度 文京区障害者地域自立支援協議会 各専門部会の下命事項について

相談支援専門部会(2回)

相談に関する課題や問題点を分析し、相談支援体制のシステム等についての調査・研究・検討を行う。

これまでに抽出された課題やニーズ等の中から、優先順位及び実現可能性を整理した上で、次期障害者・児計画に盛り込む施策を検討する。

区内相談支援の 現状把握及び現状分析

今までの相談支援専門部会にて まとめた地域ニーズについて

- ①相談支援体制の脆弱性及び相談支援の不足
- ②本人及びその親族の高齢化に伴う諸問題への支援
- ③地域で住み続けるための住宅確保の支援や住居環境等の地域の体制作り

相談支援体制の脆弱性及び 相談支援の不足について

障害者・児計画及び施策的な課題として

- ①指定特定相談支援事業(計画相談支援)の不足
- ②指定一般相談支援事業(地域移行・定着支援)の不足
- ③障害者相談支援事業(委託相談や一般相談支援等)の不足

本人及びその親族の高齢化に伴う 諸問題への支援

高齢化に伴う諸問題への支援内容について大別すると以下の通り大きく2つに大別できると考える。

①本人及び親族が高齢となり、高齢に伴う諸問題が現時点で発生している。その問題解決を行う支援。

②本人及び親族が今後高齢となる上で、諸問題が発生する見込みがある。その準備をしていく支援。

本人及びその親族の高齢化に伴う 諸問題への支援

①本人及び親族が高齢となり、高齢に伴う諸問題が現時点で発生している。その問題解決を行う支援。

⇒すでに利用しているサービス提供事業所及び指定特定相談支援(計画相談支援)等が中心になり、地域包括支援センターや介護保険サービス、高齢者福祉関係者と連携をしてサポートをしていく必要がある。

⇒障害福祉分野と高齢福祉分野との連携が必須
＝相談支援の必要性大

本人及びその親族の高齢化に伴う 諸問題への支援

②本人及び親族が今後高齢となる上で、諸問題が発生する見込みがある。その準備をしていく支援。

⇒すでに利用しているサービス提供事業及び指定特定相談支援(計画相談支援)や障害者相談支援事業(委託相談や一般相談支援等)等が中心になり、高齢に伴う生活リスク(親なき後等)を想定して準備をしていく。

⇒継続した相談支援を実施することによる高齢化への準備

＝相談支援の必要性大

地域で住み続けるための住宅確保の支援や住居環境等の地域の体制作り

住まいの支援についても大別すると大きく2つの支援に大別することが出来ると考える。

① 実際住まう物件確保やその物件の環境整備等
(ハード面の体制支援)

② 住まい探しや大家や不動産屋への障害理解の
広報・啓発活動、安心、安全の地域作り。
(ソフト面の体制作り)

地域で住み続けるための住宅確保の支援や住居環境等の地域の体制作り

① 実際住まう物件確保やその物件の環境整備等
(ハード面の体制支援)

⇒ 居住支援協議会や地域生活支援専門部会(地域生活支援拠点)での検討か？その他緊急時に利用できるサポートのある居室確保や地域生活を体験できる居室の確保等も必要かと思われる。

地域で住み続けるための住宅確保の支援や住居環境等の地域の体制作り

②住まい探しや大家や不動産屋への障害理解の広報・啓発活動、安心、安全の地域作り。

(ソフト面の体制作り)

住まい探し⇒地域生活支援拠点支援や居住サポート事業(相談支援事業)の支援

大家や不動産屋への障害理解の広報・啓発活動、安心、安全の地域作り⇒ソーシャルワーカー(相談支援専門員)によるソーシャルワークの必要性。

地域ニーズについて まとめ

○高齢化への問題、住宅を含む地域に住み続ける問題も包括できる支援として、まず地域の相談支援体制の強化が最重要優先事項と位置付ける。

○そのため相談支援専門部会からは地域の相談支援体制の強化という目的で、具体的に障害者・児計画に盛り込む施策を考えていきたい。

障害者総合支援法の相談支援事業の体制について 【補足説明資料】

障害者総合支援法では

- 『地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与する。』

と規定されている。

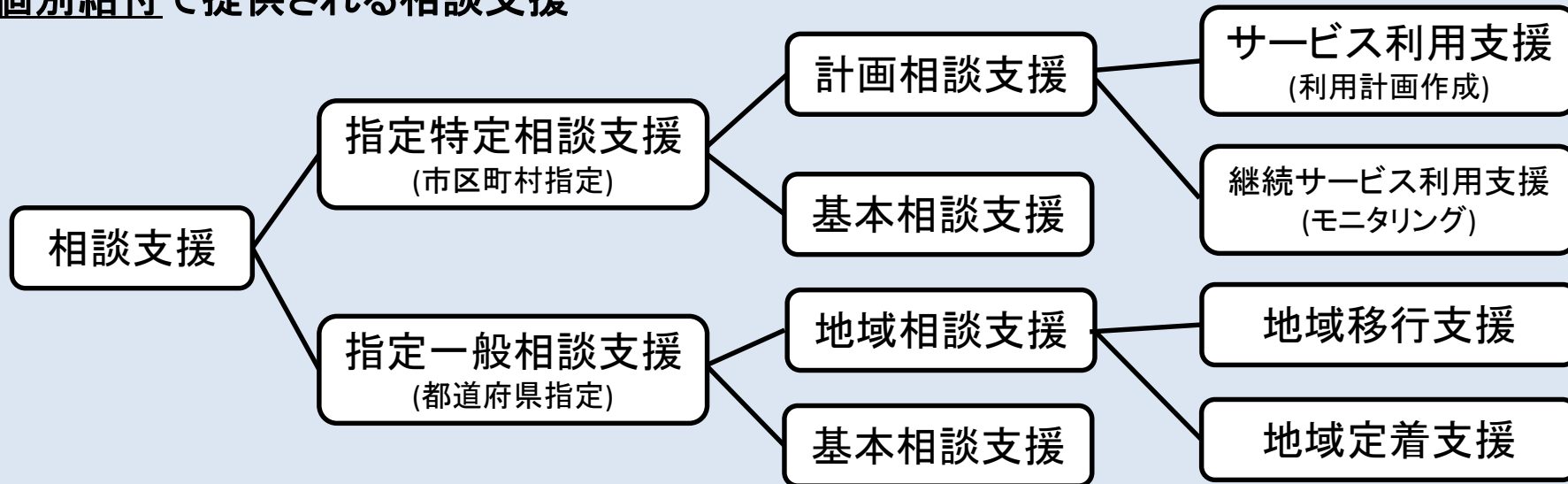
要約すると...

障害のある方々、その家族、または介護をしている方々の...

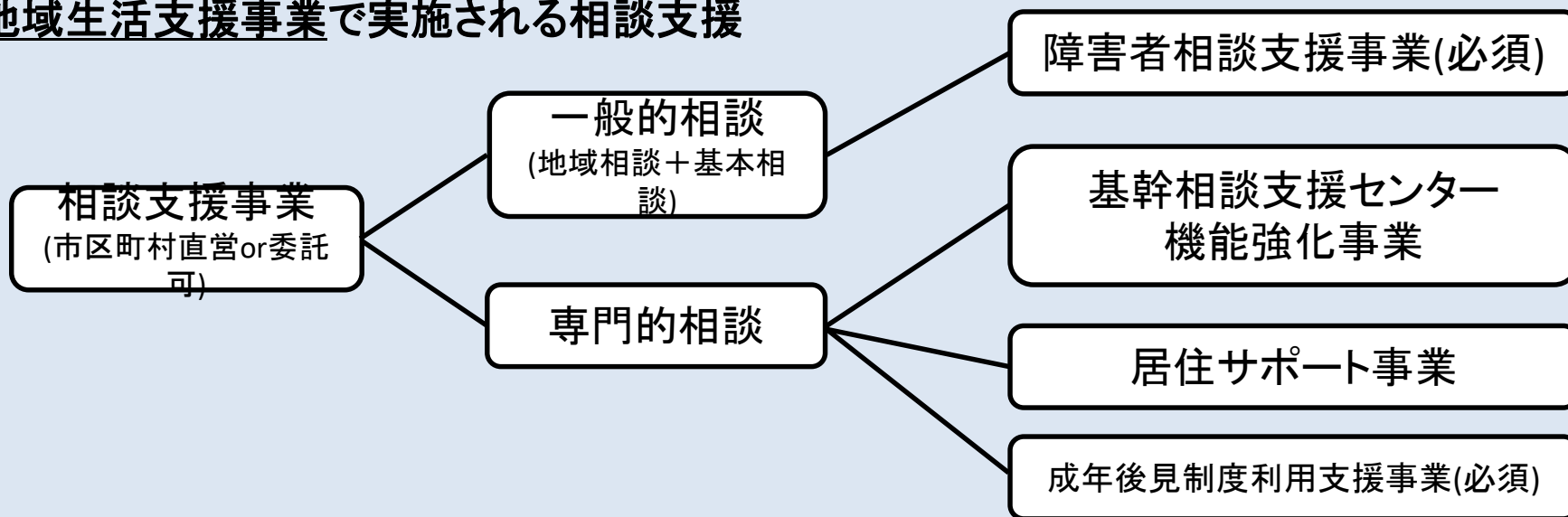
- 相談に応じ
- 必要な助言と情報提供を行い
- 区市町村や障害福祉サービスをはじめとした、地域の社会資源に繋げ
- 連絡調整などを行い、総合的に支援する。

※制度的にはこれが相談支援の基本となる！！

個別給付で提供される相談支援



地域生活支援事業で実施される相談支援



現行の相談支援体制の概略

| 相談支援事業名等 | 配置メンバー | 業務内容 | 備考 |
|--|--|--|---|
| 基幹相談支援センター 総合支援法77条 (市町村の地域生活支援事業) 77条の2 (基幹相談支援センター) | 定めなし(地活要綱例示) 相談支援専門員 社会福祉士 精神保健福祉士 保健師 等 | 総合支援法77条1項3号4号 (地活要綱) ・総合的・専門的な相談の実施 ・地域の相談支援体制強化の取組 ・地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成 ・地域の相談機関との連携強化 ・地域移行・地域定着の促進の取組 ・権利擁護・虐待の防止 | 左記業務内容実施に向けた人員配置と研修の実施 ■1,741市町村中 367市町村(H26.4)21% →429市町村(H27.4)25% ■309力所(H27.4) |
| 障害者相談支援事業 (地域生活支援事業の必須事業) 実施主体:市町村→指定特定相談支援事業者、指定一般相談支援事業者への委託可 | 定めなし | (地活要綱) ・福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等) ・社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導) ・社会生活力を高めるための支援 ・ピアカウンセリング ・権利擁護のために必要な援助 ・専門機関の紹介 等 | 地域の実情に応じた役割・機能分化による。委託と基幹は一体化、一体的運営も考えられるが、業務及び業務量の整理等市町村の体制整備を検討の上実施 ■全部又は一部を委託89% 市町村で直営実施11% ■単独市町村で実施55% ※H27.4時点 |
| 指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所 (特定事業所加算事業所) | 常勤・専従3名の相談支援専門員、うち相談支援専門員(現任)1名以上 | 計画相談支援等 サービス利用支援、 継続サービス利用支援 ※24時間連絡体制の確保や、困難事例への対応なども必要。 | 地域の相談の質の向上、底上げを目指す ■224箇所(指定特定相談支援事業所)、138箇所(指定障害児相談支援事業所)※H27.11請求事業所数 |
| 指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所 | 専従の相談支援専門員(業務に支障なければ兼務可)、管理者 | 計画相談支援等 サービス利用支援、 継続サービス利用支援 | ■5,942ヶ所(H26.4) →7,927ヶ所(H27.4) |
| 指定一般相談支援事業所 | 専従の指定地域移行支援従事者(兼務可)、うち1以上は相談支援専門員、管理者 | 地域相談支援等 地域移行支援 地域定着支援 等 | ■2,887ヶ所(H26.4) →3,299ヶ所(H27.4) |

※ 相談支援窓口としては上記の他、障害者就業・生活支援センターや発達障害者支援センターなどがあり、地域生活支援事業による補助等で運営。9

障害者相談支援事業

- 色々な呼称がある。
 - 一般的な相談 = 市区町村相談支援事業
 - = 委託相談 = 一般相談 など。
- 各区市町村で必須の相談支援事業である。市区町村の責務で行う相談支援である。
- 委託での事業実施も可能。委託での事業実施の場合は委託料や補助金での運営となる。

障害者相談支援事業

- 福祉サービスを利用するための情報提供、相談など
 - 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導)
 - 社会生活力を高めるための支援
 - ピアカウンセリング
 - 権利擁護のために必要な援助
 - 専門機関の紹介
- 等々

※内容は各市町村によって異なる。

指定特定相談支援事業(計画相談＋基本相談) 指定一般相談支援事業(地域相談＋基本相談)

基本相談とは

地域の障害者等からのあらゆる種類の相談に応じるとともに、必要な情報の提供及び助言を行い、併せて障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他総合的対応を行う。

事業者指定は区市町村

特定：計画相談とは

- サービス等利用計画の作成
- 定期的なモニタリングの実施(計画の見直し、振返り、生活状況の確認等)
- サービス利用支援
- 継続サービス利用支援



事業者指定は都道府県

一般：地域相談とは

(地域移行支援＋地域定着支援)

- 地域移行支援
精神科病院等からの退院の支援や施設入所等からの退所支援を行い、地域生活に移行する支援
- 地域定着支援
地域で居宅生活する障害者であって、地域生活を継続するための、連絡体制を確保し、緊急時等の相談・訪問を行う支援。

専門的相談

- 基幹相談支援センター機能強化事業

- 居住サポート事業(※文京区では未実施)

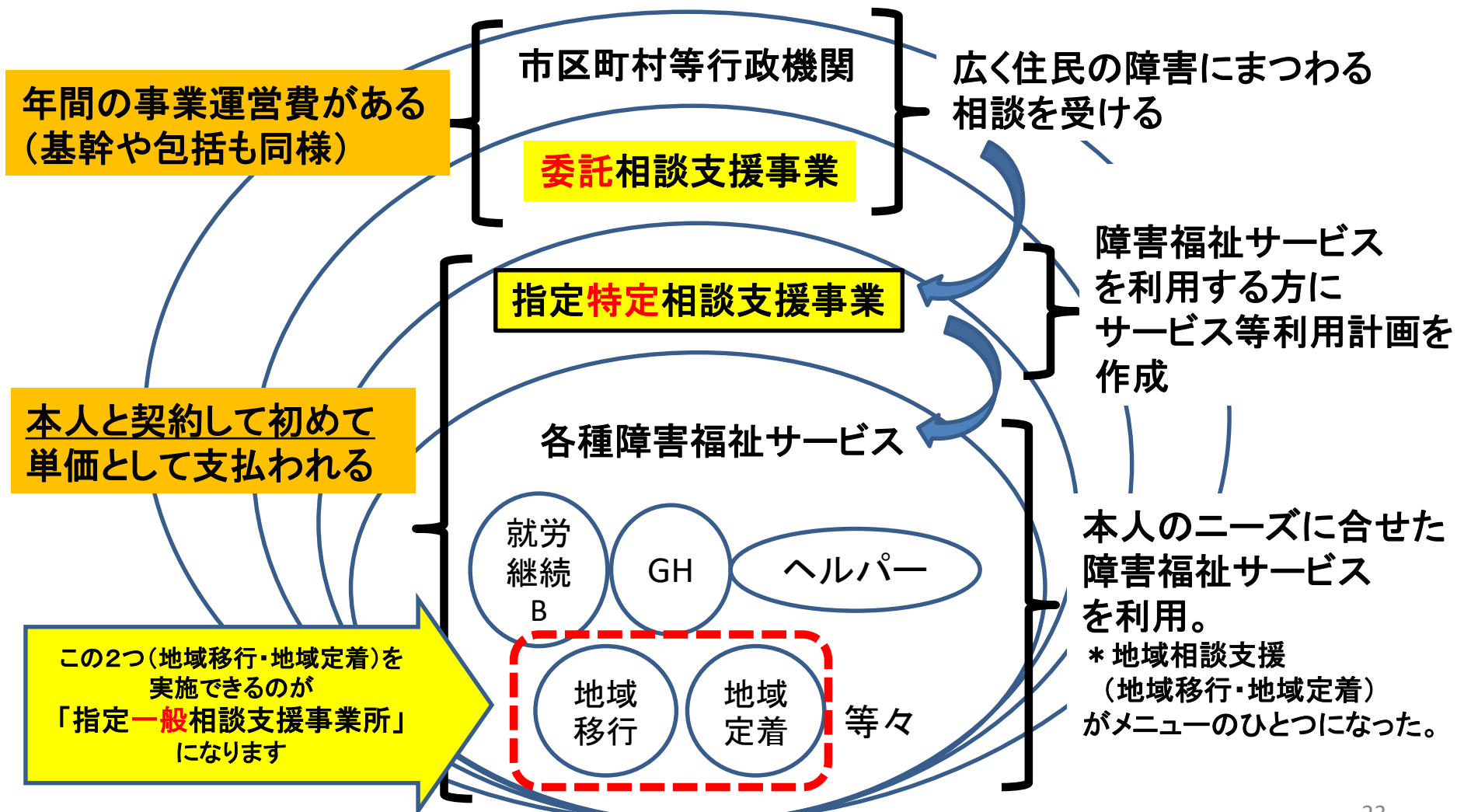
賃貸契約による一般住宅(※)への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援する。

- 成年後見制度利用支援事業(必須事業)

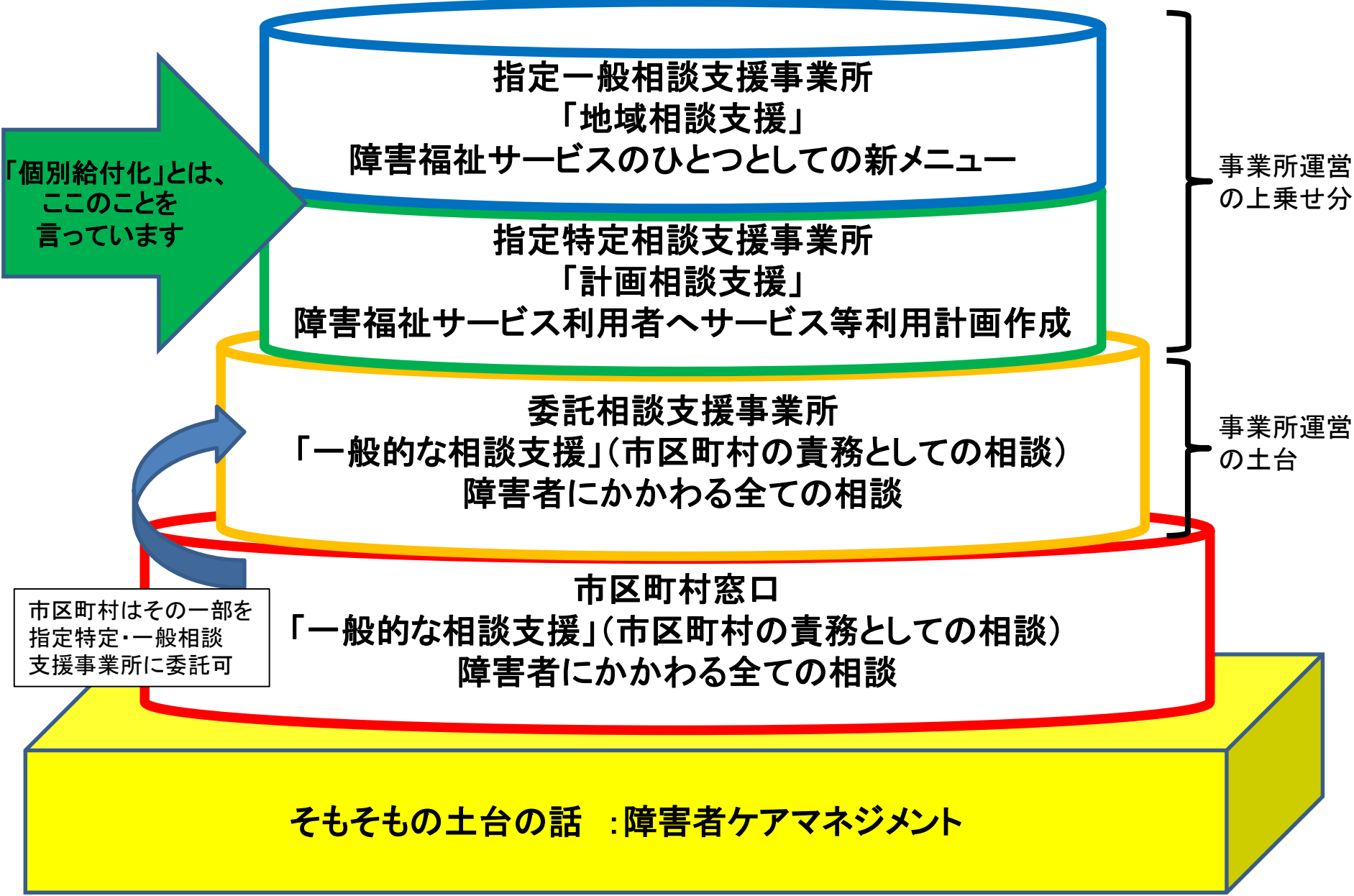
成年後見制度利用の相談や家庭裁判所への申立て手続の説明、また、成年後見人になりうる市民後見人の養成・活用などを行う。文京区社会福祉協議会で実施。

委託？特定？一般？ってなに？

「相談支援事業所」の分類が理解しづらい...



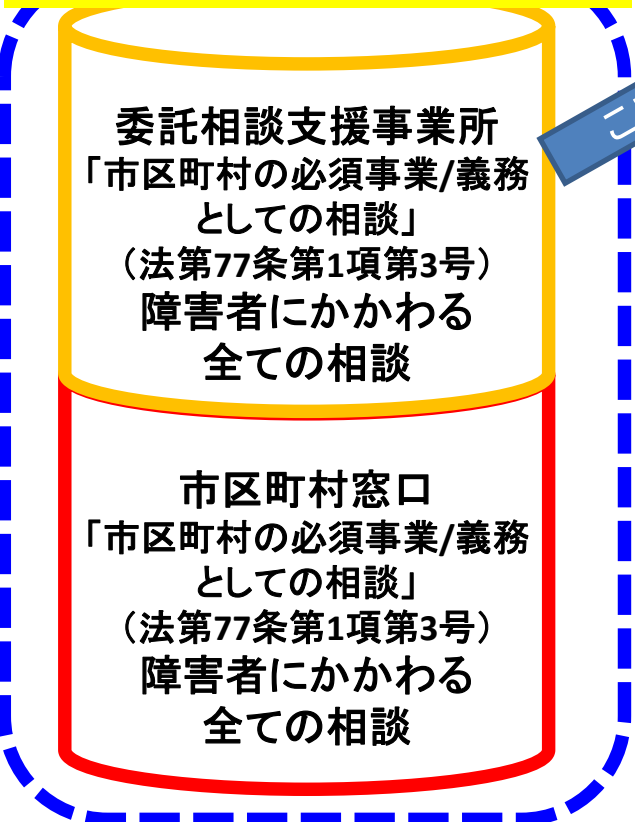
これを業務とお金とで見ると・・・



各々役割は？（一例）

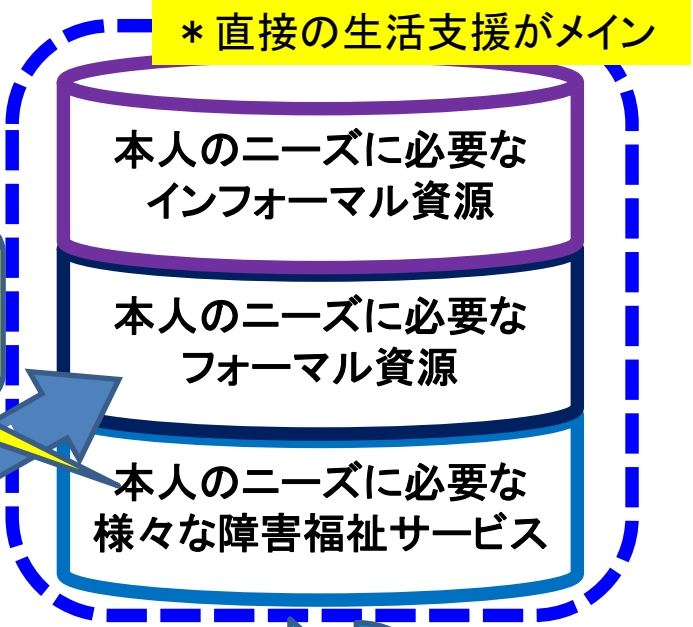
<委託相談支援事業所・市区町村> *** 極めて重要！**
障害福祉サービス利用する・しないに関わらず生活相談を受ける（住民に対する支援）
* 本人のニーズを一緒に整理する
* 障害福祉サービス申請するかどうかの相談
* 引きこもりの方等への相談支援のアウトリーチ等

*** 障害にまつわる困りごとであればどんな相談でも受ける！**



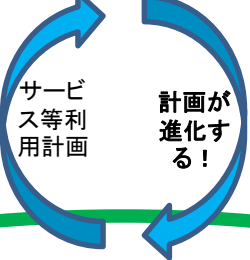
地域相談支援（地域移行・地域定着支援）
はここです！

ここに必要な役割が入ってくる



その方にとっての、委託相談支援事業所や市区町村、保健所、医療機関の役割をサービス等利用計画に明記

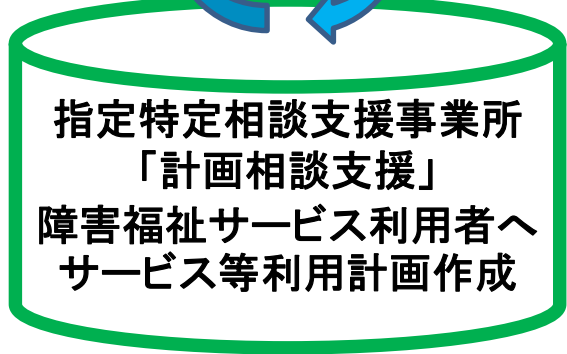
本人のニーズの共有
サービス利用調整等



利用状況の共有
モニタリングへの意見等



障害福祉サービス利用が必要な方に対して、制度の説明や事業所の紹介、それまでに受けた基本情報の引き継ぎ等



*** 生活支援の為の計画作成がメイン！**

*** どんな素敵なご本人の夢や希望が聴けても、実現に近づける街でなければ意味がない！（協議会を大事に！）**

重層的な相談支援体制

<第3層>

C.地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

- 総合的・専門的な相談の実施
- 地域の相談支援体制の強化の取組
- 地域の相談支援事業所への専門的な指導助言、人材育成
- 地域の相談支援機関との連携強化
- 地域移行・地域定着の促進の取組
- 権利擁護・虐待の防止

主な担い手⇒基幹相談支援センター、自立支援協議会

<第2層>

b.一般的な相談支援

- 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)
- 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導)
- 社会生活能力を高めるための支援
- ピアカウンセリング
- 権利擁護のために必要な援助
- 専門機関の紹介

主な担い手⇒市区町村相談支援事業

<第1層>

a.基本相談支援を基盤とした計画相談支援

- 基本相談
- 計画相談(サービス利用支援、継続サービス支援)
- 一般相談支援(地域移行支援、地域定着支援)

主な担い手⇒指定特定・一般相談支援事業

区内の相談支援体制の 現状と課題について

区内の障害者相談支援事業

身体障害・知的障害

委託事業での実施はしていない。区直営での実施で身体障害係及び知的障害係の各福祉司での対応のみ。

精神障害

委託事業での実施はしていないが、民間への補助金事業での実施。市区町村での責務である相談支援事業を民間事業所への補助金事業のみで実施。

別紙参考資料①：H30年度東京都精神保健福祉の動向

文京区精神障害者相談支援事業補助金事業

【職員配置】

精神保健福祉士等を1名配置

【補助金額】

1時間：1,610円(H27年度3月時点)

年間300万円前後 (常勤1名を雇用出来ない額！)

【事業者】

文京地域生活支援センターあかり

エナジーハウス

地域活動支援センターみんなの部屋 計3か所

文京区精神障害者相談支援事業補助金事業

【事業内容】

- ①福祉サービスの利用援助
- ②各種施策に関する助言、指導等
- ③相談者の権利擁護に必要な援助
- ④専門機関の紹介
- ⑤その他相談全般

区内障害者相談支援事業の課題

○身体障害・知的障害

区直営での実施のため、平日日中帯での相談しか出来ない。

職員の異動が頻繁で継続した相談支援関係が難しい。

そもそも福祉司の人数も多くないため、マンパワー不足でないか。

行政窓口ということもあり、相談のしやすさに課題があるか。

区内障害者相談支援事業の課題

○身体障害・知的障害

- ①福祉サービスを利用するための情報提供、相談、
- ②社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導)、③社会生活力を高めるための支援、④ピアカウンセリング、⑤権利擁護のために必要な援助、⑥専門機関の紹介

上記の基本的な相談支援の機能が区の直営でどの程度担保されているのか。

特に上記③、④をサポートする地域活動支援センター機能(オープンスペース機能)も不足している。

区内障害者相談支援事業の課題

○精神障害

補助金事業のみの実施のため、市区町村の責務で実施する相談支援として、責任の所在が曖昧。

補助金事業で実施をしているが年間300万円前後の補助金額のため、常勤職員1名も確保できない。マンパワー不足は否めない。

3か所合計の相談件数

H29年度13,434件

H30年度12月末時点：11,375件

H30年度文京区地域精神保健福祉連絡協議会配布資料からの数値を抜粋

区内障害者相談支援事業の課題

○精神障害

この補助金額、人員体制、現状の相談件数がある中で補助事業で求められている下記事業内容の相談支援が実施可能なのか。

- ①福祉サービスの利用援助、②各種施策に関する助言、指導等、③相談者の権利擁護に必要な援助
- ④専門機関の紹介、⑤その他相談全般

区内指定特定相談支援事業 (計画相談＋基本相談)

○14事業所(教育センター含め)。職員配置数は34名、常勤換算数としては17.4名となっている。ほぼ他事業と兼務で支援を行っている。

○区内事業所で担当している総ケース数は846名(障害児含む)、内区民が753名、障害者は517名、障害児が327名となっている。

データ出典：令和元年度文京区相談支援事業所調査
令和1年6月時点

区内指定特定相談支援事業② (計画相談＋基本相談)

令和1年度(令和元年6月1日時点)

| | | 身体障害 | 知的障害 | 精神障害 | 難病 | 成人合計 | 障害児 | 全体 |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 計画相談支援 障害児相談支援 | 人数 | 72 | 343 | 180 | 1 | 596 | 317 | 913 |
| | 割合(%) | 32.1% | 80.9% | 57.1% | 20.0% | 61.6% | 59.1% | 60.7% |
| セルフプラン | 人数 | 101 | 80 | 130 | 3 | 314 | 219 | 533 |
| | 割合(%) | 45.1% | 18.9% | 41.3% | 60.0% | 32.4% | 40.9% | 35.4% |
| ケアプラン | 人数 | 51 | 1 | 5 | 1 | 58 | 0 | 58 |
| | 割合(%) | 22.8% | 0% | 1.6% | 20% | 6.0% | 0% | 3.9% |
| 無し | 人数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 割合(%) | 0% | 0.0% | 0% | 0% | 0.0% | 0% | 0.0% |
| 合計 | 人数 | 224 | 424 | 315 | 5 | 968 | 536 | 1,504 |
| | 割合(%) | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% |

データ出典：令和元年度文京区相談支援事業所調査
令和1年6月時点

区内指定特定相談支援事業③

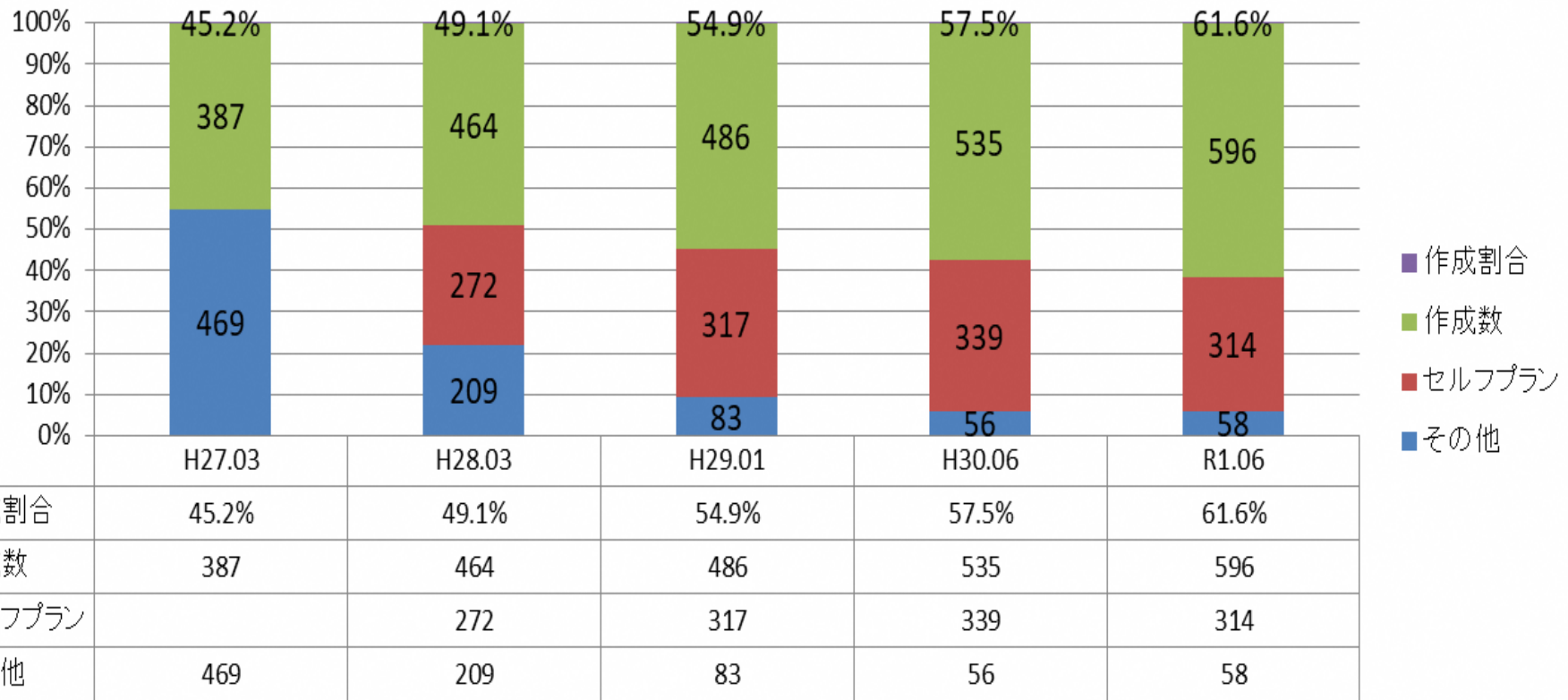
(計画相談＋基本相談)

| | | H27年3月 | H28年3月 | 前年比 | H29年1月 | 前年比 | H30年6月 | 前年比 | R1年6月 | 前年比 |
|-------------|-------|--------|--------|------|--------|------|--------|------|-------|------|
| | 必要人数 | 856 | 945 | 89 | 886 | -59 | 930 | 44 | 968 | 38 |
| 障害者 計画相談 | 作成数 | 387 | 464 | 77 | 486 | 22 | 535 | 49 | 596 | 61 |
| | 作成割合 | 45.2% | 49.1% | 3.9% | 54.9% | 5.8% | 57.5% | 2.7% | 61.6% | 4.0% |
| | セルフ数 | | 272 | | 317 | 45 | 339 | 22 | 314 | -25 |
| | セルフ割合 | | 28.8% | | 35.8% | 0 | 36.5% | 0 | 32.4% | -4% |
| | その他 | | 209 | | 83 | -126 | 56 | -27 | 58 | 2 |
| | その他割合 | | 22.1% | | 9.4% | 0 | 6.0% | 0 | 6.0% | 0% |

データ出典：令和元年度文京区相談支援事業所調査
令和1年6月時点

区内指定特定相談支援事業④ (計画相談＋基本相談)

計画相談作成数・作成割合



データ出典：令和元年度文京区相談支援事業所調査
令和1年6月時点

区内指定特定相談支援事業 (計画相談＋基本相談)

- ・東京都における平成30年9月までの計画相談実績(別紙参考資料②参照)
- ・上記資料ではセルフプラン率が34.8%となっており。23区内でワースト2となっている。

区内指定特定相談支援事業の課題 (計画相談＋基本相談)

- ・計画相談の作成割合が年々少しずつだが、上がってきている一方、まだ作成割合が6割、セルフプランの割合が3割となっている。23区内でもワースト2となっている。
- ・新規利用者希望者数も年々増えており、今後の受入体制について限界が近づいている。
- ・現在区内の事業所で、新規受入れができる、余力のある事業所が少ない。

区内指定特定相談支援事業の課題 (計画相談＋基本相談)

- ・国の報酬単価の問題もあり、専従常勤職員の設置が困難。それに伴うマンパワー不足。
- ・しかし報酬単価については、他区市も同様だが、その中でも区の作成率は低い。
- ・計画相談支援に“繋げる支援”に時間が掛かり、労力も多い。“繋げる支援”については報酬の担保がされていない。

区内指定特定相談支援事業の課題 (計画相談＋基本相談)

- ・当事者やその家族に計画相談支援の支援内容や導入メリット等の周知が足りていない。
- ・どのように計画相談支援をさらに普及させていくのか道筋が明確となっていない。
- ・指定特定相談支援事業所や相談支援専門員の増設、増員の見込みが立っていない。その試みも少ない。

区内指定一般相談支援事業 (地域相談＋基本相談)

- ・身体障害・知的障害対象事業所としてはあくせすの1か所のみ。
- ・精神障害対象事業所としても文京地域生活支援センターあかりのみで1か所のみとなっている。

区内指定一般相談支援事業の課題 (地域相談＋基本相談)

- ・地域移行支援の対象ケースの相談があっても、上記の理由により、基幹や保健師、その他支援者で退院、退所の直接支援を担わなければならない。その分、長期入院者等の退院喚起支援が弱くなってしまう。
- ・また地域定着支援の対象ケースも同様であり、地域定着支援が導入できない場合は、計画相談や基幹、保健師等、他支援者への負担が増えてしまう。

区内専門的相談の課題

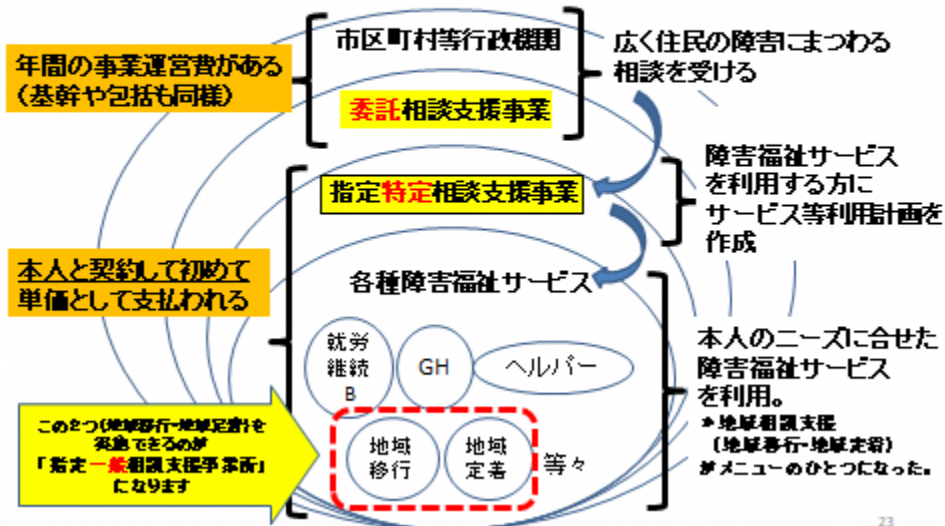
- ・相対的に区内家賃相場は高く、物件確保が難しい地域事情がある。
- ・区の補助事業で、精神障害者のグループホーム卒業者に対しての、物件探し、アフターフォロー等を支援する、精神障害者単身生活サポート事業は実施しているが、他障害及びグループホーム卒業者以外の物件探しやアフターフォロー等の支援を実施する、居住サポート事業は未実施となっている。

区内の相談支援体制の課題に向けて の解決策について

望ましい相談体制とは

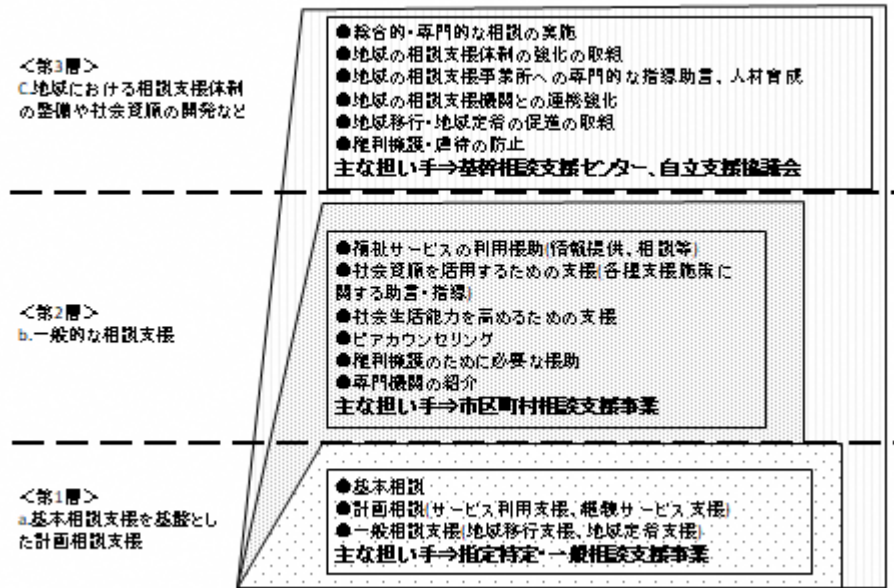
委託？特定？一般？ってなに？

「相談支援事業所」の分類が理解づらい・・・



23

重層的な相談支援体制



26

同じ相談支援事業という枠組みであっても、相談支援事業の機能・役割・得意分野は細分化されている。

その相談支援事業をうまく連動させ、連携し合い、繋がりを保ち、相談者の取りこぼしやニーズに合った、相談支援体制の構築が望まれる。

現状の区内相談支援体制のイメージ図

<第3層>

c.地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

基幹相談支援センター
専門的相談支援

層の狭さ

負担増

<第2層>

b.一般的な相談支援

障害者相談支援事業

層の薄さ

負担増

<第1層>

a.基本相談支援を基盤とした計画相談支援

計画相談支援
基本相談支援

相談支援専門部会からの提言

等々...区内相談支援体制の課題は多くあるが、
今回相談支援専門部会で最優先課題として提案
していきたいこととして...

最優先課題

＝障害者相談支援事業の強化

を提案する。

障害者相談支援事業強化による効果

①指定特定相談支援事業所の負担軽減。特に基本相談部分については軽減が期待できる。そのため計画相談支援(サービス等利用計画作成)について、注力できるようになると思われる。

それに伴い、セルフプラン率の低下にも寄与する可能性がある。

②指定一般相談支援事業所の負担軽減。特に基本相談部分については軽減が期待できる。地域移行・定着支援についても、障害者相談支援事業と連携することで支援の厚さ、質の向上が見込まれる。

障害者相談支援事業強化による効果

③退院・退所支援(地域移行支援)を行う場合、依頼者の状況によっては(短期間での退院・退所支援であったり、帰院・帰所先がすでに確定している場合など)、地域移行支援の個別給付に適さない地域移行支援の強化。

④基幹相談支援センターの総合相談窓口で受けた相談者の引継ぎ先としての機能。緊急性がなく、専門相談でもなく、長期的にまた継続的に相談支援を実施する相談支援の強化。

強化により、基幹の負担軽減にも繋がり、専門相談機能の強化にも繋がる。

障害者相談支援事業強化による効果

- ⑤ 広く区民から障害による困りごとを相談できる相談窓口が増えることによって、支援が必要な人や世帯の取りこぼしが防げる。
- ⑥ 相談支援を担える場や人が増えることによって、保健師や福祉司の負担軽減にも繋がる。
- ⑦ 居住支援を専門とする相談支援機能が区内でないが、その点を事業強化によってサポートできる可能性がある。
- ⑧ 障害者就労支援センターで担っている、生活相談、生活支援を引き継げる。

障害者相談支援事業強化による効果

区内相談支援体制について、事業強化による効果は、上げればキリがないほど多岐に渡る。

それは...

障害者相談支援事業が、制度内での相談支援体制の土台であり、中軸の役割を担っているからである。

現在の区内相談支援体制を省みると、その土台・中軸を担う、障害者相談支援事業の機能の薄さと狭さが課題だからである。

具体的な解決策について

○三障害一致しての解決策について

- ・三障害を受け付ける相談窓口がない。相談者によっては、相談窓口をたらい回しにされる可能性がある。また重複障害の場合、支援主体が曖昧になる。

⇒三障害の相談を受けられる、障害者相談支援事業が必要なのではないか。

具体的な解決策について

○精神障害者について

- ・現状の相談数及び求められている機能について、マンパワーが追い付いていない。その担保となる補助金も脆弱である。

- ・補助事業であるにも関わらず、行政で相談支援事業の機能がない。

- ・委託事業でもなく、行政での相談事業の機能もないため、市区町村の責務で行う相談事業にも関わらず、責任の所在が曖昧。

⇒責任の所在を明確にすること

⇒ニーズにあった人的体制を整備すること

具体的な解決策について

○知的・身体障害について

- ・障害福祉課の福祉司のみでの実施となる。マンパワー不足及び区役所という場所柄、気軽な相談に結び付きにくい。また職員の異動も頻繁で継続的な関係が築きにくい。
- ・精神障害に比べて地域活動支援センターが少なく、気軽に立ち寄り、相談できる場所が圧倒的に少ない。

⇒委託相談支援の必要性、ニーズに合った人的体制を整備

⇒気軽に立ち寄れる、相談できる場所の必要性